

## 第1号様式（第3条関係）

### 大分県畜産経営改善支援資金利子補給契約書

大分県知事 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、乙が貸し付ける大分県畜産経営改善支援資金利子補給金交付要綱 ( 年 月 日付け団指金第 号 ) にて定め。以下「交付要綱」という。) 第2条に規定する資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、交付要綱第3条の規定により次の条項により契約を締結する。

**第1条** 甲は、乙の融資に係る大分県畜産経営改善支援資金利子補給事業実施要綱第2で定める畜産経営改善支援資金（以下「本資金」という。）につき、交付要綱の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

**第2条** 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書（大分県畜産経営改善支援資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第2の2に定める第8号様式）に基づき、甲が利子補給承認通知書（事務処理要領第3に定める第9号様式）を交付することによって行うものとする。

**第3条** 乙は、前条の利子補給承認通知書の交付を受けたときは、利子補給承認の日から1ヶ月以内に貸付けを行わなければならない。

**第4条** 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書（事務処理要領第7の1に定める第20号様式）に基づき、甲が利子補給変更承認通知書（事務処理要領第7の2に定める第21号様式）を交付することによって行うものとする。

**第5条** 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったときは、貸付けを行った日から10日以内に、また前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

**第6条** 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第4条の規定する方式により算出した額とする。

**第7条** 乙は、甲に対し利子補給金の交付を受けようとするときは、交付要綱第4条に規定する利子補給金については、翌年1月31日までに利子補給金交付申請書を甲に提出するものとする。

**第8条** 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をするまでの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から12月31日までの期間について、第7条に規定する利子補給金交付申請書に添付し、甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に注意を払わなければならぬ。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金を借り受けた者が、その借入金を借入の目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 甲は、乙の責に帰するべき事由により、乙が実施要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めない事項については、甲乙両者の協議によって定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印してそれぞれ1通づつ保有するものとする。

年　月　日

大分市大手町3丁目1-1

甲 大分県知事

印

住　　所

乙 融資機関名

代表者名

印

第2号様式（第3条関係）

大分県畜産経営改善支援資金利子補給契約書締結申込書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地

融資機関名

代表者名

大分県畜産経営改善支援資金の貸付に伴い、別添の「大分県畜産経営改善支援資金利子補給契約書」により利子補給契約を締結したいので大分県畜産経営改善支援資金利子補給金交付要綱第3条の規定により申し込みます。

第3号様式（第5条関係）

年度大分県大家畜（養豚）特別支援資金  
利子補給金交付申請書並びに実績報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿  
所在地  
融資機関名  
代表者名

年 月 日から 年 月 日までの期間に係る大分県大家畜（養豚）特別支援資金利子補給金の交付を下記のとおり受けたいので、大分県大家畜（養豚）特別支援資金利子補給金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請並びに実績報告をします。

記

- 1 交付申請額並びに実績額 金 円  
2 添付書類  
(1) 貸付及び利子補給計画書並びに貸付及び利子補給実績書（第4号様式）  
(2) 融資平均残高計算明細書（第5号様式）

第4号様式(第5条關係)

貸付及び利子補給計画書並びに貸付及び利子補給実績書  
（月）年

資金名

名門機械資融

第5号様式(第5条關係)

書細明算計年殘均平資融(月)

名金資

名聞機幾資融

第6号様式（第7条関係）

年度大分県畜産経営改善支援資金利子  
補給金交付決定通知書並びに額の確定通知書

第 号  
年 月  
日

融資機関名  
代表者名 殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請並びに実績報告のあ  
った 年度大分県畜産経営改善支援資金利子補給金について、下記のとおり交付することに決定し、併せて利子補給金の額を同額に確定したので、大分県畜産経営改善支援資金利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 利子補給事業に要する経費	金	円
2 利子補給金の交付決定額並びに額の確定額	金	円
3 利子補給条件		

(1)利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、利子補給事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(2)常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること。

(3)その他、大分県補助金等交付規則、大分県畜産経営改善支援資金利子補給事業実施要綱及び大分県畜産経営改善支援資金利子補給金交付要綱に定めに従うこと。

第7号様式（第8条関係）

年度大分県畜産経営改善支援資金  
利子補給金交付請求書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

所在地

融資機関名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知並びに  
額の確定通知のあった 年度大分県畜産経営改善支援資金利子  
補給金 円を精算払の方法により交付されるよう、大分  
県畜産経営改善支援資金利子補給金交付要綱第8条の規定により請求  
します。